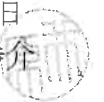


再 反 論 書 (3回目)

審査庁 (総務課長) 殿

平成30年8月23日

審査請求人 井原勝介



8月8日付けの岩国市長の再弁明書 (3回目) (平30拠整第226号) に対して、次の通り再反論 (3回目) する。

1. 再弁明書 (3回目) の1について

(1) 繰り返すが、条例第7条第6号は、アからオまでを典型的な例として掲げ、それらに該当しない場合について一般的な規定をおいているものである。従って、本件情報が同号イに該当するとともに柱書にも該当するとするのは、条文解釈の基本的誤りである。

(2) 再弁明書 (2) において、「複数の非開示事由に該当することはありうる」としているが、第6号は、全体として一つの非開示事由であり、その中が情報の性質により区別されているのである。従って、第6号の中で、二つの項目に該当することは想定されていない。

以上は、法令解釈の基本であり、行政として適正に条例を執行すべきである。

2. 再弁明書 (3回目) の2について

(1) 沖縄の同種裁判では、国が当事者になっているが、本件では直接の当事者ではない。また、共同使用の内容や情報公開の対象などが大きく異なっている。従って、同裁判の判決を本件にそのまま援用することは適当ではない。

(2) 情報公開の手引きにおける第6号イの解説には、本号の適用の要件として情報の「事前開示」が明確に規定されており、例外は設けられていない。すなわち、「事前開示」は本号の必須要件であり、解釈により軽々に変更することは許されない。

3. 再弁明書 (3回目) の3について

国に意見照会を行い、その回答を踏まえ条例の適用について判断したとしているが、条例第15条の意見照会は判断の参考資料とするために任意的に行われるものであるとされている (情報公開の手引き参照)。

条例第7条第6号イの規定の主体はあくまで岩国市であり、国の「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があることについて具体的根拠を持って主体的に判断する必要がある。

例えば、本件情報を開示した場合にテロ等の危険性が增大することになるのか、また、すでに公開されている内容に関する情報を部分開示した場合に国の事務にどのような支障が生じるのかなどについて具体的に説明すべきであるが、弁明では国の回答を引用するだけで、そうした説明は一切なされていない。

4. まとめ

- ① 一連の弁明書によれば、「本件文書は米軍の同意が得られないので公開できない」という前提があつて、それを強引に条例の非開示事由に当てはめようとしており、様々な不都合が生じている。
- ② 条例の非開示事由には、「相手方の同意」という項目はない。
- ③ 非開示事由に該当するかどうかについては、単に「事務に支障が生じる」「信頼関係を損ねる」などと文言を形式的に当てはめるのではなく、どのように支障が生じ、信頼関係が崩れるのか、岩国市として主体的かつ具体的に判断する必要があるが、そうした説明が一切なされていない。
- ④ 部分開示は、情報公開の基本原則であり、相手方の同意が得られないからといって、この原則を排除することはできない。情報公開の歴史をみても、一部黒塗りにすることはあるとしても、少なくとも、文書の表題や当事者の署名に関する部分やすでに公知の事実となっている部分を開示することは当然のことである。
- ⑤ 原則公開という趣旨を踏まえて、情報公開条例の適正な執行に努めるべきである。